

公益財団法人所沢市文化振興事業団と埼玉県立芸術総合高等学校との 芸術文化の連携に関する協定

公益財団法人所沢市文化振興事業団（以下「事業団」という。）と埼玉県立芸術総合高等学校（以下「高校」という。）は、芸術文化を担う人材の育成を図り、相互発展に資するため連携協力することに合意した証として協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、芸術文化及びそれに関連する分野（以下「芸術文化等」という。）において、事業団と高校が、緊密な連携のもとに相互に協力して芸術文化等を担う人材の育成を図るとともに、地域に根ざした芸術文化活動のより一層の充実と地域社会の活性化を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 事業団と高校は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- (1) 芸術文化を担う人材の育成に関する事項
- (2) 両者が有する知的資源、人的資源及び物的資源の活用及び交流に関する事項
- (3) その他の事項

2 市と高校は、前項に定める連携・協力事項を円滑に推進するため、それぞれ次のとおり担当部署を定め、協議を行うものとする。

- ① 事業団／事業課
- ② 高校／担当教員（管理職）

（守秘義務）

第3条 市と高校は、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、本協定に基づく活動において相手方より知り得た情報を連携・協力上必要な範囲を超えて使用してはならず、相手方の事前の承諾なく、第三者に対して開示し、又は漏洩してはならない。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は協定締結の日より2021年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、事業団又は高校のいずれからも書面による改廃の申入れがない場合は、引き続き同条件をもって1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協議事項)

第5条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、事業団と高校が協議してこれを定めるものとする。

この協定書は2通作成し、公益財団法人所沢市文化振興事業団と埼玉県立芸術総合高等学校がそれぞれ1通を保有する。

2020年5月29日

埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1
公益財団法人所沢市文化振興事業団
理事長

藤本 王



埼玉県所沢市三ヶ島2丁目695番地の1
埼玉県立芸術総合高等学校
校長

西野 博

